

薬物乱用防止啓発ポスターの選考要領

1 主 旨

若年層における薬物乱用防止の普及啓発を図るため、県内の児童生徒から薬物乱用防止啓発ポスターの作品を募集し、優秀作品を選考するために必要な事項を定める。

2 選考方法等

(1) 選考基準は、薬物乱用防止啓発にふさわしい作品とし、次のとおりとする。

- ア メッセージ性がある。
- イ インパクトがある。
- ウ 親近感がもてる。
- エ 科学的根拠が明らかで、正確な情報に基づくものである。
- オ 必要以上に薬物乱用の恐怖を煽るものでない。

(2) 選考方法は、第一次選考を各保健所等で実施し、第二次選考を(3)に定める選考委員会において選考する。

各保健所等が、第二次選考へ推薦できる作品数は別表に基づき決定するものとする。

(3) 次の委員で構成する選考委員会を置き、一般社団法人埼玉県薬剤師会会長を委員長とする。委員長が出席できない場合には、委員長が指名する者が、その職務を代行する。

また、委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

委員長	一般社団法人埼玉県薬剤師会 会長
委員	一般社団法人埼玉県薬剤師会 副会長
委員	一般社団法人埼玉県薬剤師会 学校薬剤師委員会 委員長
委員	埼玉県保健医療部薬務課長
委員	埼玉県教育局県立学校部保健体育課長
委員	埼玉県保健所長会会長
委員	さいたま市保健衛生局保健部生活衛生課長
委員	さいたま市教育委員会健康教育課長
委員	埼玉県私立中学高等学校協会事務局長
委員	埼玉新聞社クロスメディア局長

(4) 選考委員会の庶務は、一般社団法人埼玉県薬剤師会とする。

3 表 彰

(1) 次に定める賞の受賞者には、原則埼玉県薬剤師会学術大会において別記様式 1 より表彰を行うものとする。

入賞区分	小学生の部	中学生の部	高校生の部
最 優 秀 賞	1 点	1 点	1 点
優 秀 賞	3 点	3 点	1 点～2 点

(2) 次に定める賞の受賞者には、別記様式 2 により表彰を行うものとする。

埼玉県薬剤師会長賞 数十点
(各保健所等から推薦された作品で、最優秀賞、優秀賞以外の作品)

(3) 選考委員会は、特に必要があると認めるときは、選考委員会で協議し、(1)、(2)で定める以外の賞を定め、選考することができる。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

各保健所等が、第二次選考へ推薦できる作品数は、各保健所等に応募があった作品数に応じて、小学生の部、中学生の部、高校生の部、それぞれで下記のとおりとする。

<小学生の部・中学生の部>

応募数	推薦作品数
1～20点	1点
21～40点	2点
41～60点	3点
61～80点	4点
81～100点	5点
101～150点	6点
151～200点	7点
201～250点	8点
251～300点	9点
301～350点	10点
351～400点	11点
401～450点	12点
451～500点	13点
501点～	14点

<高校生の部>

応募数	推薦作品数
1～5点	1点
6～10点	2点
11～15点	3点
16～20点	4点
21～25点	5点
26～30点	6点
31～40点	7点
41～50点	8点
51～60点	9点
61～70点	10点
71～80点	11点
81～90点	12点
91～100点	13点
101点～	14点